2011/10/1 高木基金 2011 年度緊急助成中間報告会 配付資料

グループ名 ・代表者名	大島 堅一	助成金額	30 万円
連絡先など	603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学国際関係学部		
助成のテーマ	福島原発事故による被害補償と費用負担		

【調査研究の概要】

- ・福島原発の事故による被害の全体像を明らかにし、「支払われざる被害」(unpaid damage)をなくすための補償のあり方を研究すること。
- ・補償財源をめぐって、政府が東電に対して行う援助措置の問題点を明らかにすること。東電や政府など関係主体の責任の検証を通じて、あるべき費用負担の仕組みを構想するとともに、エネルギー政策を転換させていく原動力とすることをめざす。

【調査研究の経過】

2011年4月:大島、および共同研究者の除本理史との間で、原子力損害賠償制度の研究会を開始。

5月:福島県の農業関係団体や被害者らに対する聞き取り調査を開始。その後、被災地自治体(南相馬市、浪江町、本宮市)、 ジャーナリスト、弁護士、政党関係者、地方議員、研究者などからの聞き取り調査および意見交換を随時実施(~ 現在まで。今後も継続)。

聞き取り調査を行った場所: 飯舘村、南相馬市、伊達市、福島市、川俣町、二本松市、本宮市、いわき市、甲府市、 東京都、伊賀市、京都市 (以上のうち、飯舘村、伊達市、福島市、二本松市、東京都、京都市は複数回実施)

6、7月:原子力損害賠償紛争審査会傍聴。

7月~:福島県内での被害者の聞き取り調査を本格的に開始(主として伊達市東仮設住宅、二本松市郭内仮設住宅)

【現在までの成果と今後の展望など】

- ・補償財源をめぐる費用負担に関しては、基本的な分析視角や問題点は明らかになっており、複数の成果物を公表している(下記の参考文献を参照)。
- ・被害構造論についても、本日の中間報告会で報告するように、これまでの調査に基づいた暫定的な結論(むしろ正確には作業仮説)は導かれつつある。
- ・大島と除本は、被害補償論に関する共著書を執筆中である。また被害論については、大阪市立大学経営学会のワーキングペーパーとして取りまとめる予定である。そのほか、市民向けの講演や国会などの場でも、成果の一部を公表しており、また今後も行う予定である。また、調査の成果を活かし、補償を求める弁護士の動き等とも連携したい。

資	金計 画の概要 (金額単位:千円)		充当する資金の内訳		
支 出 費 目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費	福島、東京への調査旅費(交通費、宿泊費)	720	220	500	0
資料費	研究テーマに関する図書	200	30	170	0
機材·備品費	資料記録・保存・整理等に用いる PC 周辺機器等	80	0	0	80
会議費	_	0	0	0	0
印刷費	資料の印刷・複写	60	0	0	60
協力者謝礼など	研究協力者謝礼	190	50	140	0
合 計		1,250	300	810	140

参考文献(ウェブサイトや書籍、成果物など)

- ・大島堅一「福島第一原発事故の被害と今後の課題:未曽有の環境災害を前にして」『環境と公害』41(1)
- ・大島堅一「福島第一原発事故における東京電力の事前及び事後の責任に関する一考察」『環境経済・政策研究』4(2)
- ・除本理史「福島原発事故の被害補償を問う――〈加害者救済〉は許されない」『世界』(820)
- ・除本理史「福島原発事故の被害補償をめぐる課題」『環境経済・政策研究』4(2)

福島原発事故による被害補償と費用負担

高木仁三郎市民科学基金 2011年度緊急助成 中間報告会 2011年10月1日

助成受給者 大島堅一(立命館大学)代理

よけせと まさらみ 除本 理史 (大阪市立大学 大学院経営学研究科 准教授)

調査研究の概要

- ■福島原発の事故による<u>被害の全体像</u>を明らかにし、「支払われざる被害」をなくすための 補償のあり方を研究すること。
- <u>補償財源</u>をめぐって、政府が東電に対して行う援助措置の<u>問題点を明らかにする</u>こと。東電や政府など関係主体の責任の検証を通じて、あるべき費用負担の仕組みを構想するとともに、<u>エネルギー政策を転換</u>させていく原動力とすることをめざす。

福島原発事故による被害の特質

- 1)類例のない被害規模の大きさ
- 2)被害の継続性・長期化
- 3)生活・経済の根底からの全面的破壊
- 小島延夫(2011)「福島第一原子力発電所事故による被害とそ の法律問題』「法律時報」 83巻9・10号

福島原発事故の被害構造(1)

- 汚染が深刻で、1)、2)の特質が著しいために 、 地域社会が丸ごと被害を受けるような状況 が、面的に広がってしまっている。
- いくつもの町や村が全住民と役場機能の移転を強いられ、自治体として存亡の危機に立たされるような事態は、戦前の足尾銅山鉱毒事件での谷中村のような例を除き、これまでの公害問題では、ほとんどなかった。

福島原発事故の被害構造(2)

- 地域社会の受けた被害の本質は、地域の持つ諸機能を失わせ、いわば「地域を引き裂く」 ところにある
- 地域= 自然環境、経済、文化(社会・政治) という3つの要素の複合体
- これらの諸要素がバラバラに解体され、住民 は、そのうちどれをとるかというきわめて困難 な選択を強いられている

福島原発事故の被害構造(3)

- 例としての「家族離散」
- 地域の構成要素のうちどれを重視するかが成員の間で分れており、かつそれらが同じ場所では充足されなかったり、あるいはまた、同の構成要素を志向したとしても、各人にとって望ましい移住先が異なっていたりすることによって生じる。
- 前者の例~ いわゆる「母子避難」。「経済」と「 環境」との間で、家族が引き裂かれてしまった ことを意味している。

福島原発事故の被害構造(4)

- 住民たちは、先行きの見通しが立たない、きわめて不透明な状況の下で、人生設計に関する 重大な選択を強いられている。
- 先を見通せない中で確実な選択をしようとするがゆえに、「ふるさとを捨てる」ことを覚悟せざるをえない人たちが増えている。これは、地域社会の崩壊を加速する条件となる。
- 「ふるさとの地」: 金銭で代替できるものではない。

被害と原賠審指針との距離を測る

- 地域社会への甚大な被害 vs 金銭的賠償 範囲を定める指針(原子力損害賠償紛争審 査会)
- そもそも実体としての被害と、金銭賠償とは 次元を異にしており、その意味での乖離があ る= カネで償えるか
- しかし被害者の生活再建には一定の金銭が 必要であり、どこまで補償されるのかが問題 となる

補償請求の意義

- 被害実態と指針の間の距離が、あまりに大き すぎる。指針外の被害が補償されないとなる と、深刻な事態に。
- •(例)福島市の自営業者。夫婦それぞれが会社経営、店舗経営。子どものために、それらをあきらめて三重県に避難。店舗の原状回復費用だけで200万円以上。
- 被害者が自らの被害をきちんと請求し、全体 像を明らかにする = 原発のコストの顕在化 でもある

補償財源と東電の経営

- 純資産、自己資本<補償+事故収束費用
- この差額をどこから持ってくるか。

国民、電気利用者の負担か

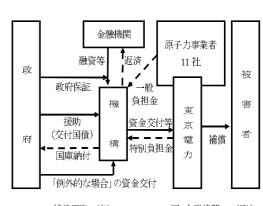
株主、債権者の負担か

東電の電気事業関係資産を売るには、株主、 債権者の負担が必要になる

それを避ける仕組み: 原賠機構法(2011.8.3 成立)

原子力損害賠償支援機構法の 問題点(1)

- 法案の前提: 東電が被害補償の第一義的 責任を有する。したがって、補償を支払うの は、形の上では東電。
- しかし実態は:補償原資の多くが、東電以外 の原子力事業者や、国から出る。さらに、電 気料金や税金を通じて、国民に転嫁されてい く可能性。



→ 補償原資の流れ - - - ■ 国、金融機関への返済

原子力損害賠償支援機構法の 問題点(2)

他方、東電の債務超過は回避すべきとされ、 東電の株主や金融機関は、無傷ではないに せよ、守られる。

東電に第一義的責任があるように見えて、肝 心の部分が抜け落ちている。

政府の役割、責任とは何か

- 政府の責任か、東電の責任か、という二項対立の図式は誤り
- 政府は、まず、東電の責任を全うさせ、被害 補償を進めるための手立てをとるべき。ここ に政府の重要な役割がある。
- 政府の役割は、まず第1に、国民の納得できる補償スキームを構築すること、第2に、その中で、応分の費用負担をすること。この順番も大事。

政府の役割、責任とは何か(続)

- 戦後日本の公害経験に学び、被害を引き起こした関係主体の責任に基づいて財源負担の仕組みをつくることが大事。
- チッソ金融支援や原賠機構法では、政府は 加害企業の背後に隠れているが、むしろ前面 に立って補償スキーム構築の責任を果たさ ねばならない。
- これは除染の費用負担などについても当て はまる。

原賠法における無限責任への批判に ついて

- 事業者の責任制限の主張(日経、自民党など)をどう捉えるか
- 原賠法制定時の我妻博士の議論(ジュリスト 1961.10.15)
 - 国家の規制、監督
 - ・原発の国家的な育成 (前提条件が変化しているというべきか)
- むしろ原賠法1条の「原子力事業の健全の発達」が問題。

参考文献

- 大島堅一(2011a)「福島第一原発事故の被害と今後の課題: 未曽有の環境災害を前にして」『環境と公害』41(1)
- 大島堅一(2011b)「福島第一原発事故における東京 電力の事前及び事後の責任に関する一考察」『環 境経済・政策研究』4(2)
- 除本理史(2011a)「福島原発事故の被害補償を問う ——〈加害者救済〉は許されない」『世界』(820)
- 除本理史(2011b)「福島原発事故の被害補償をめぐる課題」「環境経済・政策研究」4(2)
- 除本理史(2007) 『環境被害の責任と費用負担』有斐 閣